

# 壬生町障害者活躍推進計画（第1期）

令和2年12月

壬 生 町 長  
壬 生 町 議 会 議 長  
壬 生 町 教 育 委 員 会  
壬 生 町 選 挙 管 理 委 員 会  
壬 生 町 代 表 監 査 委 員  
壬 生 町 農 業 委 員 会

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき作成・公表するものである。

この計画における障害者とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。

計画期間	令和2年度～令和6年度（5年間）
------	------------------

## 1. 障害者雇用における課題

壬生町では、令和元年度における障害者雇用率が1.13%と法定雇用率の2.5%を大きく下回っており、障害者枠の新規採用職員の募集を行っているが、応募も少なく雇用の確保が難しい状況にある。法定雇用率の達成には職種の拡大や募集要件の緩和等を積極的に行う必要があり、そのための体制整備が重要である。

## 2. 目標

### (1) 採用に関する目標

#### 【実雇用率】

令和6年6月1日時点	当該年6月1日現在の法定雇用率以上とする
評価方法	毎年の任免状況通報により把握・進捗状況の管理を行う

### (2) 定着に関する目標

不本意な離職を生じさせないようにする。

### (3) 職場に対する満足度に関する目標

令和2年度に調査を行い基準データとして、計画終了時にそれよりも高い評価を得られるようにする。

### 3. 取組内容

#### (1) 障害者の活躍を推進する体制整備

##### ①組織面

- ・ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
- ・ 障害者職業生活相談員として庶務人事係長を選任する。
- ・ 令和2年12月までに、障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員及び人事担当者を構成員としたサポート体制を整備し、年1回、当計画実施状況の点検・見直し等を行う。

##### ②人材面

- ・ 障害者職業生活相談員に選任された者及び人事担当者は、栃木労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。
- ・ 障害者の受け入れ・サポート等に関する研修会を開催し、障害者が配属されている部署の職員を中心に受講を促す。

#### (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・ 年1回、各部署に調査を行い職務の選出及び創出について検討を行う。
- ・ 面談を行い、障害者と業務が適切にマッチングできているか確認を行い、必要に応じて検討を行う。

#### (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

##### ①職務環境

- ・ 雇用する障害者に必要な配慮があるかどうか面談時に確認を行い、必要な措置を講じる。

##### ②募集・採用

- ・ 特別支援学校の生徒や就労支援事業所の利用者を対象とした職場実習の受け入れを積極的に行う。
- ・ 採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害の特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。
- ・ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
  - ア. 特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。
  - イ. 自力で通勤できることといった条件を設定する。
  - ウ. 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
  - エ. 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

オ. 特定の就労支援機関のみの受入れを実施する。

③働き方

- ・時差出勤・早出遅出制度、短時間勤務制度など本人の能力に合わせた勤務時間を設定する。
- ・時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。

④キャリア形成

- ・会計年度任用職員等で任用した職員の勤務状況により、正職員の採用試験の受験を促す。
- ・本人の希望等を踏まえ、研修等を実施する。

⑤その他人事管理

- ・定期的に面談等を行い、状況把握・体調配慮を行う。
- ・中途障害者となった職員がいる場合、職場復帰のための職務選定や職場環境等の配慮を行う。

(4) その他

- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。